



発行 新潟県
第 55 号
 令和3年7月16日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 886 鳥獣保護区の存続期間更新(環境企画課)
- 887 休猟区の指定(環境企画課)
- 888 特定猟具使用禁止区域の指定(環境企画課)
- 889 保安林の指定予定(治山課)
- 890 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 891 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 892 公共測量の実施通知(監理課)
- 893 公共測量の終了通知(監理課)
- 894 公共測量の終了通知(監理課)
- 895 公共測量の実施通知(監理課)
- 896 道路の区域変更(道路管理課)
- 897 道路の供用開始(道路管理課)
- 898 道路の区域変更(道路管理課)
- 899 道路の区域変更(道路管理課)
- 900 道路の区域変更(道路管理課)
- 901 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託(文化行政課)

公 告

- 予算の公表(財政課)
- 特定調達契約の落札者等(人事課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

公安委員会告示

- 81 警備業法による警備員の検定の実施(生活安全企画課)
- 82 警備業法による警備員の検定の実施(生活安全企画課)

告 示

◎新潟県告示第886号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書きの規定により、藤塚浜及び新潟角田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 藤塚浜鳥獣保護区

(1) 区域

県道新発田紫雲寺線と市道六筋山道線との交点を起点とし、同所に接続する市道西部米子桜橋道線を南西

に進み市道旧大官道2号枝1号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道旧朝走道3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み阿房堀に至り、同所から南西に200メートル進み、さらにその地点から北西に進み県立紫雲寺記念公園との境界との接点に至り、同所から同境界を北東及び北西に進み市道浜山道線との交点に至り、同所から同市道を北東に50メートル進み、さらにその地点から東に約200メートル進み林沿部に至り、同所から林沿部を東南東に進み市道旧朝走道2号線との交点に至り、同所から市街化区域界を南南東、東北東、北北西及び北北東に進み市道太平潟4号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、さらに同市道から落堀川にのびる小道を東に進み市道落堀川左岸線との交点に至り、同所から同市道を東に300メートル進み、その地点からノーブルウッドゴルフクラブ内を南南東及び南西に340メートル、さらに南東に350メートル、続いて南南西に190メートル進み農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み市道六筋山道線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域及び県立紫雲寺記念公園の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊に残された樹林帯であり、アオサギをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

2 新潟角田鳥獣保護区

(1) 区域

新潟市西蒲区角田浜地内の角田岬灯台を起点とし、最大高潮時海岸線を北東に進み新潟港西突堤に至り、同所より信濃川左岸を南西に進み信濃川関屋分水路との分岐点に至り、同所から関屋分水路右岸を北進し県道新潟亀田内野線関屋大橋東詰めに至り、同所から同県道を西進し県道新潟寺泊線との接点に至り同所から同県道を西進し新潟市道西南1-102号線(通称浜道)との交点に至り、同所から同市道を西進し市道追分越前浜線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道新潟中央環状線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道新潟寺泊線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道巻2-145号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道布目稲島線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道角田山麓公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道巻2-329号線との交点に至り、同所から旧角田山登山道を南西に進み同山山頂を経て起点に至る線に囲まれた区域から国指定佐潟鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、角田山から新潟市中心部にかけての保安林一帯を含む鳥獣保護区である。海岸線に植生する松林は、年間を通じて野生鳥獣の生息の最適地となっており、観察される種類、個体数も多い。また、当該地域は住宅地域から近く、近郊の人々にとって野鳥観察や自然とのふれあいの場として貴重な地域となっていることから、当該地域に生息する鳥獣の保護及び環境教育の場の確保のため、鳥獣保護区に指定し、今後とも保護する必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、清謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。

◎新潟県告示第887号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 沢根休猟区

(1) 区域

真野湾汀線が旧佐和田町と旧相川町の境界線と交わるところを起点とし、ここから同境界線を西に進み、さらに北に進み、同境界線と市道相川62号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、同市道と林道青野本線との交点に至る。ここから同林道を南東に進み、林道国仲北線との交点に至る。ここから同林道を南に進み、市道二宮幹線8号との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道二宮370号線との交点を過ぎ、市道二宮4号線を経て真野湾汀線との交点に至る。ここから同汀線を西に進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

1,706ヘクタール

(3) 存続期間

令和3年10月15日から令和6年10月14日まで

2 金井東部休猟区

(1) 区域

佐渡市金井新保地内の国道350号と市道金井5号線との交点を起点とし、同市道路を北に進み、防衛省管理道路を経由し、金北山鳥獣保護区の境界に至る。ここから同保護区の境界を東に進み、旧金井町と旧両津市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、市道立野1号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道加茂幹線8号線との交点に至る。ここから加茂幹線8号線を南に進み、市道金井12号線との交点に至る。ここから金井12号線を南に進み、国道350号との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,195ヘクタール

(3) 存続期間

令和3年10月15日から令和6年10月14日まで

◎新潟県告示第888号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 百川・九日市特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

村上市九日市地内の広域農道下越中部線の公園橋を起点とし、ここから市道小口川13号線を北に進み、県道岩船町停車場・岩船線と通称笛吹川支川排水路との交点に至る。ここから同排水路を北に進み、市道今宿小口川線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、JR羽越本線の笛吹踏切に至る。ここから鉄道に沿って南に進み、村上市牧目地内の小色部踏切に至る。ここから市道桃川牧目線を西に進み、広域農道下越中部線との交点に至る。ここから同農道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

55ヘクタール

(4) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 上吉野特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市上名柄地内の県道上越頸城大瀧線と国道253号線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下青野下吉野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下青野下五貫野線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道岡沢1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し保倉川遊水池の周回道路に至り、同道路を北西へ進み保倉川左岸に至り、同左岸を東進し県道新井柿崎線に至り、同所から同県道を約1,500メートル南西に進み農道との交点に至り、同所から同農道を約200メートル西進して農道との交点に至り、同所から同農道を北進して上吉野池沿いに進み市道沖柳石川線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道石川上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長岡新田上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道上越頸城大瀧線との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線により囲まれた区域とする。

(3) 面積

180ヘクタール

(4) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第889号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市永松字小永松1、2、4の1、10の2、12の1、13の1、14の1、15の1、16、17の1、18、20、21の1、22の1、23、24の1、25から28まで、30の1、30の3、32の1、32の3、32の4、33、34の1、35の1、36の1、37、38、40から44まで、45の1、46、47の1、47の2、48、52の1、63、67の1、68の1、70の1、71の1、72の1、73、74の1、77、79から82まで、82の1、83、84、85の1、86の1、94の1、字堂倉851の2から851の57まで、851の60、851の74、字刈敷沢853から863まで、864の1、864の2、字桐木沢865から872まで、874の1、874の2、875から878まで、字仁太入879から888まで、字内山889の1、890の1、890の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第890号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の谷浜土地改良区の定款の変更を令和3年7月6日認可した。

令和3年7月16日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第891号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 小栗山及び六日町の各一部

2 認証年月日

令和3年7月9日

◎新潟県告示第892号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 作業種類 公共測量（県営米納津佐渡山地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」事業 確定測量）
- 作業期間 令和3年7月14日から令和4年3月8日まで
- 作業地域 新潟県燕市米納津ほか 地内

◎新潟県告示第893号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測・修正数値図化（500・1000レベル））
- 作業期間 令和2年11月10日から令和3年3月25日まで
- 作業地域 見附市

◎新潟県告示第894号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測・修正数値図化（500・1000レベル））
- 作業期間 令和2年9月15日から令和3年3月19日まで
- 作業地域 長岡市栃尾地区

◎新潟県告示第895号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 作業期間 令和3年7月12日から令和3年10月31日まで
- 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字畑地内

◎新潟県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫雲寺菅谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市菅谷字峠沢1896番11から 同市菅谷字寺境1916番3まで	新	5.4～32.5メートル	393.8メートル
	旧	5.4～29.8メートル	402.2メートル

◎新潟県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 紫雲寺菅谷線
- 2 供用開始の区間
新発田市菅谷字峠沢1896番11から同市菅谷字寺境1916番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年7月16日

◎新潟県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 燕分水線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
燕市新堀字橋場351番1から 同市新堀字荒川145番2まで	新	(A) 4.4～55.7メートル	2,560.3メートル
燕市泉新字居掛654番1から 同市新堀字荒川145番2まで		(B) 11.3～44.0メートル	654.2メートル
燕市新堀字橋場351番1から 同市新堀字荒川145番2まで	旧	4.4～55.7メートル	2,560.3メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の部分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間県道地藏堂中島線と重用

◎新潟県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市山口字堂地1495番8から	新	13.4～15.0メートル	62.2メートル
同市山口字堂地1496番4まで	旧	13.6～15.0メートル	62.2メートル

◎新潟県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市柿崎区柿崎字中島1225番2から	新	10.2～16.0メートル	127.0メートル
同市柿崎区柿崎字中島1214番5まで	旧	7.8～16.0メートル	127.0メートル

◎新潟県告示第901号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務
「高畑勲展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和3年7月18日から令和3年9月17日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	理事長 森永 正幸

新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
長岡市城内町1-611-1 長岡駅ビルココロ内 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK Sコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所 会頭 丸山 智
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、 ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 渡辺 浩幸

3 委託期間

令和3年7月18日から令和3年9月30日まで

公 告

予算の公表について（公告）

令和3年7月5日新潟県議会において議決された令和3年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

令和3年度新潟県一般会計補正予算

令和3年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,983,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432,696,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 170,199,207	千円 12,757,164	182,956,371	
	第1項 国庫負担金	27,643,487	363,664	28,007,151	
	第2項 国庫補助金	139,139,562	12,393,500	151,533,062	
第11款 寄附金		394,145	2,000	396,145	
	第1項 寄附金	394,145	2,000	396,145	
第12款 繰入金		17,726,610	300,000	18,026,610	
	第2項 基金繰入金	13,984,531	300,000	14,284,531	
第13款 諸収入		319,485,136	1,345,753	320,830,889	
	第6項 収益事業収入	2,252,784	70,171	2,322,955	
	第8項 雑収入	5,867,149	1,275,582	7,142,731	
第14款 県債		249,939,000	579,000	250,518,000	
	第1項 県債	249,939,000	579,000	250,518,000	
歳 入	合 計	1,417,712,988	14,983,917	1,432,696,905	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費	第1項 政策費	千円 27,708,107	千円 2,000	千円 27,710,107
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	8,023,874	74,901	8,098,775
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	193,140,482	7,095,853	200,236,335
	第3項 地域医療政策費	22,989,215	80,947	23,070,162
	第4項 医師・看護職員確保対策費	8,282,997	688,022	8,971,019
	第5項 高齢福祉保健費	1,753,390	37,436	1,790,826
	第6項 健康対策費	41,493,195	13,431	41,506,626
	第7項 生活衛生対策費	5,212,439	3,427	5,215,866
	第9項 子ども家庭対策費	4,196,207	198,748	4,394,955
	第10項 感染症対策費	22,902,172	10,631	22,912,803
		21,008,743	6,063,211	27,071,954
第6款 産業費	第1項 産業政策費	321,633,795	6,256,243	327,890,038
	第2項 地域産業振興費	5,639,831	2,335,237	7,975,068
	第5項 観光費	295,667,947	450,606	296,118,553
		6,537,449	3,470,400	10,007,849

第7款 農 林 水 産 業 費	第3項 農 産 園 芸 費 第8項 林 業 費	64,958,519 1,695,481 10,902,312	1,356,206 5,264 1,350,942	66,314,725 1,700,745 12,253,254
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 設 災 害 復 旧 費	7,743,086 2,959,987	198,714 198,714	7,941,800 3,158,701
歳 出	合 計	1,417,712,988	14,983,917	1,432,696,905

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率
治山事業費	1,933,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,389,000	補正前に同じ					
	2,272,000										
行政改革推進債	5,266,000				5,318,000						
合計	249,939,000				250,518,000						

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
新潟県給与システム用サーバ機器等一式（その4）の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部人事課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札者決定日
令和3年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アイシーエス
岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 5 落札金額
26,195,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年5月21日
- 8 落札方法
最低価格

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、密封小線源永久刺入治療システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
密封小線源永久刺入治療システム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和4年3月31日（木）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和3年7月26日(月) 午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、外科用X線テレビシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
外科用X線テレビシステム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日(木)
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
-

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年7月26日(月)午前10時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、前立腺密封小線源永久刺入治療システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

前立腺密封小線源永久刺入治療システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年7月26日(月)午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和3年度信頼される県立病院づくり調査事業委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月16日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

令和3年度信頼される県立病院づくり調査事業委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

令和3年12月28日(火)

(4) 納入場所

新潟県病院局経営企画課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在するものであること。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認申請書を提出した者であること。

(6) 過去5年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績があることを証明した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

本公告日から令和3年7月29日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課企画班

電話番号 025-280-5553

(3) 問合せ等

入札説明書による。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札参加希望者は令和3年7月30日(金)午前10時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年7月29日(木)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出場所は3(2)とする。

(3) 入札参加資格確認申請書の様式は入札説明書による。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和3年8月4日(水)午後2時00分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第81号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年7月16日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

1 検定の種別及び級

雑踏警備業務(警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第3号に規定する警備業務をいう。)に係る同規則第4条に規定する2級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和3年10月26日(火)午前10時から正午まで

(2) 実技試験

令和3年11月6日(土)午前10時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

5 定員

30人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和3年10月7日(木)及び同月8日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(7) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和3年10月14日(木)及び同月15日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(ウ) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）

◎新潟県公安委員会告示第82号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年7月16日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第4条に規定する2級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和3年10月26日（火）午前10時から正午まで

(2) 実技試験

令和3年11月6日（土）午前10時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

5 定員

30人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和3年10月7日(木)及び同月8日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和3年10月14日(木)及び同月15日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)